

全国町村等職員任意共済保険

更新手続きにかかる退職者移行について

更新書類のお手続きと同時に
退職後加入（退職者移行）をする場合

更新する平成31年1月1日の
時点で退職している方が対象です。

☆保険期間（～平成30年12月31日）の途中で退職を迎え、「現職者用申込書兼告知書」に加入内容がプリントされている方。＝退職後の継続を希望される方、又は平成30年12月末まで加入される方。

（平成31年3月末退職者は含みません）

1. 更新手続きでご提出いただく書類（提出締め切り日：11月22日（木））

帳票名	手続き内容
申込書兼告知書（第1号様式の1） ※1	既加入電算処理済み：脱退として提出
申込書（退職者用）（第1号様式の2） ※2	白紙帳票へ手書き：申込内容を記入 （脱退の場合は不要）
退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書 （第8号様式の2） ※3	

2. ご提出いただく書類の注意

※1 保険会社で打ち出されている既加入者用の申込書兼告知書は加入されている任意生命・任意医療（本人・配偶者・子どもそれぞれ）の加入区分を全て【脱退】とし、申込印を押印ください。

※2 申込書（退職者）の白紙（緑色）に現在の加入内容の範囲内でご記入いただき、申込印を押印ください。
受取人変更は申込書ではできません。現在の通りにご記入ください。

※3 加入団体記入欄：被保険者名簿から正当な内容を転記してください。
加入者記入欄：住所・電話番号・金融機関をご記入いただき、金融機関届出印を押印

◆申込書での受取人の変更はできません。

変更の場合は、死亡保険金受取人指定書（第11号様式の1）も同時にお取り付け下さい。

□ 団体用を除き、全て町村会へお送りください。